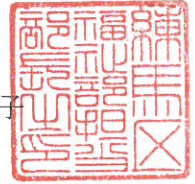




2 練福介第 274 号
令和 2 年 4 月 10 日

区内各介護サービス事業所 施設管理者 様

練馬区高齢施策担当部長 吉岡 直子



緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所の対応について

日頃から、練馬区の高齢者福祉施策にご理解、ご協力をいただきまして真にありがとうございます。併せて、各事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてご尽力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

この度、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他 6 府県に対して発せられ、東京都から別紙のとおり、緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応についての通知が出されました。

これを受け、区内の介護サービス事業所におかれましては、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

2 利用者ご家族への正確な情報提供

利用者ご家族に対しても、利用者同様に、対応等の周知をお願いいたします。

併せて、介護サービス提供に当たって事業所として行っている新型コロナウイルス感染症対策についても、周知をお願いいたします。

3 さらに感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所または短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあり得ます。

その際は、保健所等と協議の上、必要最小限の地域およびサービスといたします。

なお、上記以外の入所施設や訪問系サービスについては、使用制限の要請の対象となっておりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるようお願いいたします。

4 ご留意いただく事項

休業する場合は、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等と連携して、適切な代替サービスの提供を確保してください。また、休業する際は、区担当まで

ご一報をお願いします。

5 その他

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応の徹底をよろしくお願いたします。

区ホームページにおいて、「新型コロナウイルス感染症」に関する情報を公開しておりますので、ご参照ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/hoken/kansensho/2019-nCoV/index.html>

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も区から必要に応じて最新情報等をお知らせしていきます。

※ 別紙

東京都「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」（令和2年4月9日2福保高介第69号、2福保高施第97号）

〈問合せ先〉

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

電話 03-5984-1461（直通）